

## 要介護状態とは？

- 以下の1又は2のいずれかに該当する場合
- 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
  - 状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)		自分で可	支えてもらえばできる(注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる		できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
④水分・食事摂取(注4)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない		できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある	
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注5)	
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある	
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑫日常の意思決定(注6)	できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)		ほとんどできない

(注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

(注3) 「①座位保持」の「支えてもらえばできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注4) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注5) ⑨の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注7) 慣れ親しいんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることうをいう。

## 介護休業のまとめ

介護休業	
取得可能日数	対象家族1人あたり 通算93日まで ※3回まで分割取得も可
賃金	休業中は原則無給 (事業所によって異なる)
介護休業給付金	雇用保険に加入して て一定要件を満たす場合支給される
申請方法	休業開始予定日と終了予定日を明確にし、原則的に開始日の2週間前までに書面などで手続きをする

## 宮崎県社会保険労務士会

〒880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1F  
TEL 0985-20-8160 / FAX 0985-60-3870

より詳しい情報は右のQRコードから、  
宮崎県社会保険労務士会HPをご覧ください。



2021年1月現在

# まるわかり 介護休業



宮崎県社会保険労務士会

# 介護休業

## 介護休業とは？

介護休業とは負傷や疾病、身体もしくは精神上の障害などの理由から、2週間以上の期間に常時介護が必要な対象家族を介護するための休業を指します。介護休暇と同様に育児・介護休業法により定められており、申し出により休業することができます。

## 介護休業は誰がとれるの？

- 要介護状態にある対象家族を介護する労働者
- 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、介護休業をとる予定期日から起算して93日後から6か月までの間に契約（更新の場合は更新後の契約）期間が満了することが明らかでないことのいずれにも該当する労働者

## 介護休業がとれない人は？

- 日雇いの労働者
- 雇用期間が1年未満、介護休業をとる予定期日から起算して93日以内に雇用関係が終了する労働者
- 労使協定で定められた一定の労働者

## 介護休業は何日とれるの？

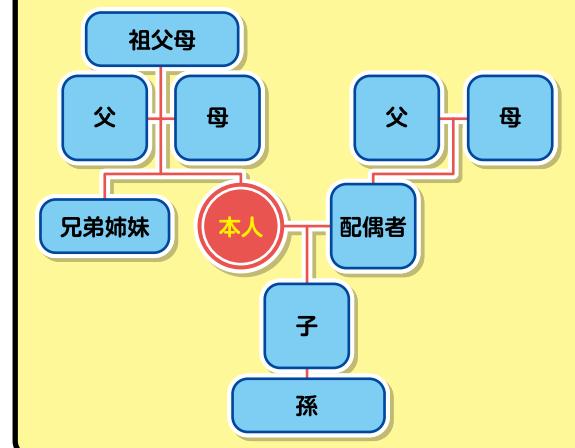
対象家族1人につき、通算して93日に達するまで3回を上限として分割でとることができます。介護休業中における賃金支払いは勤務先の介護休業規則等の定めによります。

また、介護休業とは別に、対象家族1人あたり1年につき5日取得できる介護休暇があります。賃金支払いは介護休業同様、勤務先の規則等によります。介護休暇は介護休業と異なり雇用保険からの支給はありません。



## 対象家族とは？

### 対象家族の範囲



## 介護休業中のお金は？

介護休業中にお給料が出ない場合、雇用保険に加入している方は「介護休業給付金」が支給されます。介護休業を開始した日前2年間に、原則的に雇用保険被保険者期間で11日以上働いた月が通算して12か月以上等必要となります。

### ●支給額

$$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業日数(最大93日)} \times 67\% = \text{給付額}$$

※休業開始時賃金日額は、原則として、介護休業開始前6ヶ月間の総支給額（保険料等が控除される前の額。賞与は除きます。）を180で除した額です。

### ★注意

- ・給付額には上限があります。また、介護休業期間中に賃金が支払われていると減額される場合があります。
- ・1支給単位期間の支給日数は、原則として、30日（ただし、介護休業終了日を含む支給単位期間については、その介護休業終了日までの期間）となります。

